

宿泊約款

第1条（本約款の適用）

1. 宿坊「蓮華院」を運営する宗教法人蓮華院（以下「当社」といいます。）が、宿坊「蓮華院」（以下「当施設」。）を利用する宿泊客との間で締結する宿泊契約（以下「宿泊契約」といいます。）は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとし、
2. 当施設は、前項の規定に関わらず、この約款に定める趣旨、法令及び習慣に反しない範囲において特約に応じることができます。かかる場合、当該特約の定めが本約款の定め優先します。
3. 宿泊客の個人情報、当社が開設する当施設のホームページ上で公表するプライバシーポリシーに基づき取り扱います。

第2条（宿泊契約の申込み）

1. 当施設における宿泊契約の申込みをしようとする者（以下「宿泊申込者」といいます。）は、次の事項を当社に申し出てください。
 - (1) 宿泊者の氏名、住所、性別、生年月日、連絡先（Email 及び電話番号）
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金（当社が別途に指定する基本料金表による）及び宿泊者数
 - (4) その他、当社が必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当社は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

第3条（宿泊契約の成立等）

1. 宿泊契約は、当社が前条の申込みを承諾したときに成立するものとし、（本約款において、宿泊契約成立後のお客様を「宿泊客」といいます。）。但し、当社が承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の宿泊料金を限度として、当社が別途に定める申込金を、当社が指定する方法により、当社が指定する日までにお支払いいただきます。
3. 申込金は、まず宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金、賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 当社が別途に定める申込金を第2項に基づき、当社が指定した日までにお支払いいた

だけない場合は、当該宿泊契約はその効力を失うものとしします。但し、申込金の支払期日を指定するに当たり、当社がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

第4条（申込金の支払いを要しないこととする特約）

1. 前条第2項の規定に関わらず、当社は契約の成立後、同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当社が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払い期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取扱います。

第5条（宿泊契約締結の拒否）

当社は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- ・ 宿泊の申込みがこの約款によらないとき
- ・ 満室により空室がないとき
- ・ 宿泊申込者が、宿泊に関し、法令に規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められたとき
- ・ 宿泊申込者について、第19条に規定する事由が認められたとき
- ・ 宿泊申込者が、伝染病患者であると明らかに認められるとき
- ・ 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき
- ・ 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により、宿泊させることができないとき

第6条（宿泊客の契約解除権）

1. 宿泊客は、当社に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当社は、宿泊客が、不可抗力又は当社の責めに帰すべき事由以外の事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により、当社が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときは除きます。）別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。但し、当社が第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当社が宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当社は宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後7時（あらかじめ到着時刻が明示され、それを当社が了承している場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、当該宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

第7条（当社の契約解除権）

1. 当社は次に掲げる場合において、宿泊契約を解除することがあります。
 - ・ 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められたとき、又は同行為をしたと認められたとき
 - ・ 宿泊客について、第19条に規定する事由が認められたとき
 - ・ 宿泊客が伝染病患者であると明らかに認められたとき
 - ・ 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき
 - ・ 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき
 - ・ 室内での喫煙、消防用設備等に対するいたずら、その他当社が定める利用規約の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき
2. 当社が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

第8条（宿泊の登録）

宿泊客は、宿泊日当日、当施設のフロント（帳場を含みます。以下同様。）において、次の事項を登録いただきます。

- ・ 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
- ・ 日本国内に住所登録地がない外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- ・ 出発日及び出発予定時刻
- ・ その他当社が必要と認める事項

第9条（客室の使用時間）

宿泊客が当施設の客室を使用できる時間は、当日午後3時から翌日午前11時までとします。宿泊客は午後7時までに当施設に到着し、チェックインの手続きを済ませることとします。但し、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

第10条（利用規約の遵守）

宿泊者は、当館内において、当館が定め当館内に掲示した利用規則に従うものとします。

第11条（営業時間）

当施設の営業時間は各施設の利用規約に記載されている時間とします。

第12条（料金の支払い）

1. 宿泊料金の内訳は、以下のとおりとします。

宿泊料金 追加料金 税金 サービス料（その定めがある施設に限ります）

2. 宿泊料金等の支払は、通貨又は当館が認めたクレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊契約の成立時からチェックアウトの時まで又は当館が請求した時、当館へお支払いいただきます。
3. 当館は、当館が宿泊者に対する客室の提供の準備をし、使用が可能になったのち、宿泊者が任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金を申し受けます。

第13条（当社の責任）

1. 当社は、宿泊契約及びこれに関連して当社と宿泊客とが締結する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、それが当社に故意又は重過失による場合は相当因果関係の範囲内で、当社の軽過失による場合は直接かつ通常損害に限り、それぞれその損害を賠償します。但し、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当社は、万一の事故などに対処するため、旅館賠償責任保険、旅館宿泊者賠償責任保険に加入しております。

第14条（契約した客室の提供ができないときの取扱い）

1. 当社は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
2. 当社は、前項の規定に関わらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、別表第2に掲げる違約金の相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。但し、客室が提供できないことについて、当社の責めに帰すべき事由がないときは、補償料は支払いません。

第15条（お持込品等の取扱い）

1. 多額の現金及び貴重品のお持込みをご希望の場合は、セキュリティ等の事情から事前にお知らせいただきます。お知らせいただいた場合でも、当館の判断によりお持込みをお断りすることがあります。なお、当館にお知らせいただかずにお持込みになられた多額の現金及び貴重品の毀損・汚損・紛失等について、当館は責任を負いかねます。
2. 宿泊者がお持込みになった現金、貴重品、手荷物又は携行品については、宿泊者にて保管・管理していただくものとし、当館が個別の手續においてはその保管・管理をお引き受けした場合を除き、毀損・汚損・紛失等について当館に故意又は重大な過失がある場合に限り損害を賠償するものとします。
3. 前項の賠償については、客観的に損害額が立証されることを条件に当該損害を賠償するものとします。宿泊者の主観的な価値にかかわらず、損害額の客観的な評価が困難な場合については、10万円を限度に相当額を賠償します。

第16条（宿泊客の手荷物又は携帯品の保管）

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当施設に到着した場合は、その到着前に当社が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡しします。
2. 宿泊客がチェックアウトした後、宿泊客の手荷物又は携帯品が当施設に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当社は当該宿泊者に連絡をするとともに、その指示を求めることとします。但し、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署へ届けます。なお、飲食物の置き忘れについては、衛生面の観点から発見時に当社によって処分させていただきます。
3. 前項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当社の責任は、当社の故意又は過失により、滅失、毀損等の損害が生じた場合は、当社はその損害を賠償します。但し、当社がその種類及び価値の明示を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当社は、10万円を限度としてその損害を賠償します

第17条（駐車場の責任）

宿泊客が、当社が案内する駐車場をご利用になる場合でも、車両の管理責任まで負うものではありません。但し、当社の故意又は過失によって損害を与えたときはその賠償の責めに任じます。

第18条（宿泊客の責任）

宿泊客の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該宿泊客は当社に対し、その損害を賠償していただきます。

第19条（客室への入室について）

1. 当館は、次に掲げる場合において、宿泊者のチェックイン後であっても宿泊者の許可なく客室へ入室することがあります。
 1.) 清掃、ルームサービス等当館のサービスを提供するとき
 2.) 法令の規定、利用規則、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行為をしたと認められるとき
 3.) 警察・消防の指導に従い、入室が必要と判断されたとき
 4.) 建物・設備の保全上必要があると判断されたとき
 5.) 宿泊者の安否確認・安全確保のため必要と当館が判断したとき

第20条（暴力団及び暴力団員並びに公共の秩序に反する恐れのある場合）

1. 「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」（平成4年3月1日施行）による指

定暴力団及び指定暴力団員等の当施設の利用はご遠慮いただきます。（ご予約あるいはご利用中にその事実が判明した場合には、その時点でご利用をお断りいたします。）

2. 反社会的団体及び反社会的団員（暴力団及び過激行動団体等並びにその構成員）の当施設の利用はご遠慮いただきます。（ご予約あるいはご利用中にその事実が判明した場合には、その時点で利用をお断りいたします。）
3. 暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求及びこれに類する行為が認められる場合、直ちに当施設の利用はご遠慮いただきます。又、かつて、同様な行為をされた方についてもご遠慮いただきます。
4. 当施設を利用する方が心身衰弱、薬品、飲酒による自己喪失等、ご自身の安全確保が困難である、あるいは、他のお客様に危険や恐怖感、不安感を及ぼす恐れがあると認められたときは、直ちに当施設の利用をお断りいたします。

第21条（約款の改定）

1. 当社は必要に応じて随時に本約款を改定することができるものとします。
2. 本約款が改定する場合、当社は、本約款を改定する旨、改定後の約款の内容及び効力発生日を当施設のホームページ及び当施設の客室内に掲出するものとします。

第22条（権利義務の譲渡の禁止）

宿泊客は、当社の事前の書面による承諾なく、宿泊契約上の地位又は本規約に基づく権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならないものとします。

第23条（準拠法）

本約款の有効性、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

第24条（管轄裁判所）

本約款及び宿泊契約に関する一切の紛争は、当社の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第25条（誠実協議）

宿泊契約に関して、本約款で解決ができない問題が生じた場合には、当社と宿泊客との間で双方誠意をもって話し合い、これを解決するものとします。

別表第1

宿泊料金の算定方法（第12条第1項関係）

宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	①基本宿泊料（室料）、②サービス料（清掃料）
	追加料金	③サービス料追加分、④違約金・賠償金、⑤飲食料その他利用料金
	税金	⑥消費税

（注）1. 税法が改正された場合は、その改正された規程によるものとします。

別表第2

違約金（第6条第2項関係）

契約解除の通知を受けた日	不泊	前日～当日	3日前～ 2日前	7日前～ 4日前
違約金の比率	100%	100%	50%	30%

（注）1. %は基本宿泊料に対する違約金の比率です。

2. 宿泊客の事由により契約日数が短縮した場合も、上記と同様の比率により違約金を申し受けます。

以上